

国、府に納める税金

国に納める税金

直 接 税	所得税	個人の一年間（１～１２月）に得た所得（収入金額から必要経費を控除した金額）に対して課税されます。
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成 25 年から令和 19 年までの各年分について、所得税額に対して課税されます。
	法人税	法人の事業活動によって、その事業年度に生じた所得（益金の額から損金の額を控除した金額）に対して課税されます。
	地方法人税	法人（法人税納税義務者）の基準法人税額に対して課税されます。
	特別法人事業税	都道府県に法人事業税とともに納めます。 都道府県が徴収した後、国に全額収納され、特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されます。
	相続税	人の死亡を契機として、相続などにより財産を取得した個人に対し、課税価格の合計額が一定の額（基礎控除額）を超えている場合に課税されます。
	贈与税	個人からの贈与により財産を取得した場合に課税されます。
	地価税 森林環境税 (令和 6 年度から)	個人又は法人が保有する国内にある土地及び借地権を課税の対象とします。 なお、平成 10 年以降は臨時的措置として、当分の間、課税されないこととなっています。 パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、個人市・府民税の均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。 詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

間 接 税	消費税	国内において事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に対して課税されます。また、外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。
	酒税	酒類（アルコール分1度以上の飲料）の消費に着目して消費者に負担を求める税であり、その税率は、酒類の数量を課税標準とする従量課税方式により課税されます。
	揮発油税	揮発油の製造者に対し、その製造場から移出した揮発油に対して課税されます。また、都道府県及び市町村に対し、一般財源として譲与するため、揮発油には地方揮発油税も課税されます。
	地方揮発油税	
	石油石炭税	石油、石油製品、ガス状炭化水素及び石炭に対して課税されます。
	航空機燃料税	航空機の所有者等を納税義務者とし、航空機燃料の航空機への積み込みに対して課される税であり、空港の騒音対策などを目的として設けられたため、一部は空港関連市町村及び関係都道府県に譲与されます。
	石油ガス税	主にタクシー等に充てんされている石油ガスを石油ガス容器に充てんする者に対し、充てん場から移出した際に課税されます。収収の2分の1が都道府県及び指定市の一般財源として譲与されます。
	電源開発促進税	電力会社の販売電力量に対して課税されます。
	たばこ税 たばこ特別税	製造たばこを製造場から移出する者や輸入する者に対し、その移出又は輸入した製造たばこについて、その本数を課税標準として課税されます。
	とん税 特別とん税	外国貿易船が我が国の一定の港へ入港した場合に、その外国貿易船の純トン数を課税標準として課税されます。
	印紙税	税法に列挙されている課税文書（不動産の譲渡に関する契約書、売上代金に係る金銭の受領書等）を作成したときに、税額に相当する収入印紙を貼り付け、その文書の作成者が印章又は署名で消印して納税します。
	自動車重量税	自動車検査証の交付等を受ける者、車両番号の指定を受ける者に対し、検査自動車、届出軽自動車の数量に応じて課税されます。
	登録免許税	登記、登録、免許などを受ける場合に課税されます。
	国際観光旅客税	国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国するときに課税されます。
	関税	外国から輸入される貨物に対して課税されます。

税務署一覧

税務署	電話番号	所在地	管轄区域
上京税務署	441-9171	〒602-8555 上京区一条通西洞院東入元真如堂町358番地	北区、上京区
中京税務署	842-1601	〒604-8482 中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	中京区
下京税務署	351-9161	〒600-8181 下京区間之町五条下る大津町8番地	下京区、南区
右京税務署	311-6366	〒615-0007 右京区西院上花田町10番地の1	右京区、西京区、 向日市、長岡京 市、乙訓郡
東山税務署	561-1131	〒605-0914 東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339番地の5	東山区、山科区
左京税務署	761-5371	〒606-8555 左京区聖護院門頓美町18番地	左京区
伏見税務署	641-5111	〒612-0084 伏見区鑓屋町	伏見区

税務署の詳しい所在地はこちらへ

⇒ <https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/kyoto.htm>

府に納める税金

普通税	府民税	個人については、定額の均等割（「豊かな森を育てる府民税」600円を含む）と、前年の所得に応じて課税される所得割、預貯金の利子等に対する利子割、特定配当等に対する配当割、特定株式等譲渡所得に対する株式等譲渡所得割がかかります。 法人については、法人の規模（資本金等の額）により定まっている均等割と法人税額に応じて課税される法人税割がかかります。
	事業税	事業を行う個人又は法人で、府内に事業所がある場合に、その所得金額（収入金額の場合もあります。）に対してかかります。資本金が1億円を超える普通法人等の場合には、付加価値額や資本金等の額に対してもかかります。また、法人事業税に併せて国税である特別法人事業税も申告納付が必要です。
	地方消費税	国内において事業者（法人・個人）が対価を得て行った資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対してその対価の額に応じてかかります。また、輸入した外国貨物を保税地域から引き取る際にも、その対価の額に応じてかかります。
	不動産取得税	有償・無償を問わず、土地や家屋を取得したときにその不動産の価格に応じてかかります。
	府たばこ税	卸売販売業者などが小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。
	ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用する人に対して利用日ごとに定額でかかります。
	軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取りに対して、その数量に応じてかかります。
	自動車税（環境性能割）	自動車を取得したときに、その取得価格に応じてかかります。
	自動車税（種別割）	自動車の所有者に対し、自動車の種類と排気量などに応じてかかります。
	鉱区税	鉱業権の設定許可を受けた鉱業権者に対して鉱区の面積などに応じてかかります。
	固定資産税（特例）	固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものについてその超える額に対してかかります。（京都市内に所在するものは除きます。）

目的税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります。鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられます。
	産業廃棄物税	府内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対してその搬入重量に応じてかかります。産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を促進する費用に充てられます。

府庁・府税事務所一覧

名称	電話番号	所在地
京都府庁税務課	4 1 4－4 4 2 7	〒6 0 2－8 5 7 0 上京区下立売通新町西入薮ノ内町 (1号館5階)
京都府 府税事務所	6 9 2－1 3 2 0	〒6 0 1－8 0 4 7 南区東九条下殿田町1 3 番地(西洞院通九条上る)九条C I D ビル2～5階
京都府府税事務所 自動車税管理事務所	6 7 2－6 1 5 5	〒6 1 2－8 6 7 7 伏見区竹田向代町4 9 番地の4 京都府自動車整備商工組合 教育センター3階

以下の税目については、1つの事務所で集中的に取り扱いますので、ご注意ください。

○ゴルフ場利用税、鉾区税、狩猟税、軽油引取税…府税事務所

○自動車税(種別割)……………府税事務所自動車税管理事務所

○府民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)、府たばこ税、産業廃棄物税……府庁税務課

京都地方税機構一覧

※滞納している府税に関する相談は、京都地方税機構にご相談ください。

事業所名	電話番号	所在地
京都地方事務所	585-2470	〒600-8028 下京区寺町通松原下る植松町733 河原町NNNビル 9階

※ 法人府民税、法人事業税、特別法人事業税の申告書又は届出書は、京都地方税機構 申告センターに提出（郵送可）をお願いします。

事業所名	電話番号	所在地
申告センター	417-1371	〒602-8054 上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁 西別館4階

※自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）、軽自動車税（種別割）（原付除く）の申告に関する相談は自動車関係税申告受付センターへお願いします。

事業所名	電話番号	所在地
自動車関係税 申告受付センター	693-8455	〒612-8418 伏見区竹田向代町49-4 京都府自動車整備商工組合 教育センター3階

府庁、府税事務所、京都地方税機構などの詳しい所在地はこちらへ

⇒ <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600061.html>